

# 青森県報

第三千五百六十四号

平成二十四年

七月十三日

(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する  
 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の  
 一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 告 示

保安林の指定予定……………(林政課) ……二  
 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……二  
 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(港湾空港課) ……二  
 右 同……………( 同 ) ……三

### 公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……四  
 発電機ほかの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四  
 凍結防止剤散布車の交換に係る一般競争入札……………( 同 ) ……六

### 出先機関

土地改良区の役員の退任……………(中南地域) ……八  
 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……八  
 公安委員会……………( 同 ) ……八

### 公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課) ……八

## 規 則

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………( 同 ) ……九  
 交通官制センター中央設備装置(上位装置)の賃貸借契約  
 に係る一般競争入札……………(会計課) ……二

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十九条第七号」を「第四十条第七号」に改める。  
 第四条中「第四十二条第六号」を「第四十三条第六号」に改め、同条第一号中「第四十二条第二号」を「第四十三条第二号」に改め、同条第二号中「第四十二条第三号」を「第四十三条第三号」に改める。  
 第五条中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

## 告 示

青森県告示第五百六十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木一五九から一六一まで、一六二の一から一六二の三まで、一六三、一六四の一から一六四の三まで、一六五、一六七、一六八、一七〇、一七三、一七五の一、一七六から一八三まで、一八五の一、一八六の一、一八六の二、二〇〇、二〇一、二〇三から二〇七まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡野辺地町字野辺地四七二番地 長 濱 正 輔 上北郡野辺地町字馬門四一番地 熊 谷 謹 一 上北郡野辺地町字浜掛二二〇番地 山 崎 信 幸	野辺地

青森県告示第五百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十四年七月六日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東青地域県民局地域整備部及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

小湊港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝一〇九の二、一〇九の三、六九の一、九七、五六の三、五六の一、八〇及び三七の三の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位（C・D・L+〇・五三四メートル）における公有水面と陸地との境界線、 の地点と の地点を結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 安井崎灯台（北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七）から二一九度一六分五五秒 三一六・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から 八二度〇二分二五秒 一六・七〇メートルの地点

の地点 の地点から 一七二度〇二分二五秒 九〇・七五メートルの地点

の地点 の地点から 二〇四度四分一七秒 一四・七八メートルの地点

の地点 の地点から 二九四度二九分五五秒 一六・七五メートルの地点

の地点 の地点から 二四度二分三九秒 九・九〇メートルの地点

の地点 の地点から 三五二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

の地点 の地点から 七九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点

の地点 の地点から 三五二度〇二分二五秒 五〇・七二メートルの地点

の地点 の地点から 二六二度五九分〇九秒 一・三四メートルの地点

3 面積  
一、六一三・六〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、九の二、一〇九の三、六九の一、九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地内並びに同東滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三、六九の一、九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 安井崎灯台（北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七）から二二六度四分五八秒 二八四・四三メートルの地点

②の地点 ①の地点から 八二度〇〇分〇五秒 七六・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一七二度〇一分〇八秒 一五八・一一メートルの地点

④の地点 ③の地点から 二〇四度二分三九秒 八〇・六九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 二九三度三分五〇秒 九一・七六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二四度二分三九秒 五五・四三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 三五二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 七九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 三五二度〇二分二五秒 五〇・七二メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 二六二度五九分〇九秒 一・三四メートルの地点

3 面積

一六、五一〇・五三平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

青森県告示第五百七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十四年七月六日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東青地域県民局地域整備部及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

小湊港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称  
東津軽郡平内町大字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名  
東津軽郡平内町大字小湊六三

平内町長 船橋 茂久

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝一〇九の二並びに同東滝八〇及び三七の三の地先公有

水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+〇・五三四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+〇・五三四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七)から二一九度五一分五四秒 三一九・五三メートルの地点

の地点から 八二度〇二分二五秒 四・七九メートルの地点

の地点から 一七二度〇二分二五秒 一三・四九メートルの地点

の地点から 二六二度五九分一〇秒 五・一七メートルの地点

の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七)から二一二度〇一分〇二秒 三六五・九四メートルの地点

の地点から 七九度三七分〇二秒 四・七七メートルの地点

の地点から 一七二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

の地点から 二〇四度二四分三九秒 九・九〇メートルの地点

の地点から 二九四度二四分三九秒 五・七八メートルの地点

3 面積

二二九・七三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一九の二、一〇九の三、六九の一、九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地内並びに同東滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三、六九の一、九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と又の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分二九秒七、東経一四〇度五九分三秒七)

から二二八度二四分五七秒 二九七・一三メートルの地点

㊸の地点から 八二度〇〇分〇五秒 一五・四〇メートルの地点

㊹の地点から 一七二度〇二分二五秒 六三・五〇メートルの地点

㊺の地点から 八二度五九分〇九秒 一・三四メートルの地点

㊻の地点から 一七二度〇二分二五秒 五〇・七二メートルの地点

㊼の地点から 二五九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点

㊽の地点から 一七二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

㊾の地点から 二〇四度二四分三九秒 五九・六六メートルの地点

㊿の地点から 二九三度三分五〇秒 一五・四〇メートルの地点

又の地点から 二四度二四分三九秒 五五・四四メートルの地点

3 面積

三、〇二・八九平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十四年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

発電機ほかの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年七月十三日

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 発電機 百九十一台

2 ガソリン携行缶 九十六台

二 納入期限

平成二十四年十一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年八月八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年八月二十三日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
  - (1) Power Generator: 191
  - (2) Portable Oil Tank: 96
- 2 Time limit for tender:
  - 23 August, 2012 (Please refer to a bid manual in time.)
- 3 Contact point for the notice:
  - Account Management Division
  - Accounting Bureau
  - Aomori Prefectural Government
  - 1-1-1 Nagashima
  - Aomori City, Aomori 030-8570
  - JAPAN
  - TEL 017-734-9104

凍結防止剤散布車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

凍結防止剤散布車 一台  
二 納入期限  
平成二十五年三月二十五日

三 納入場所  
入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

により、審査を受けなければならない。

- 2 提出部数 二部
- 3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年八月八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

七 入札の日時及び場所

- 1 日時

平成二十四年八月二十三日(時間は、入札説明書による。)

- 2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年

三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

- 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 3 契約書作成の要否 要

- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One(1) Ice Control Material Spreader (Loading capacity 8<sup>m</sup> class , 6x4 Drive)

2 Time limit for tender:

23 August, 2012(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN  
TEL 017-734-9105

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の前届があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年七月十三日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事 神 功		三 南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東五	平成 二 四 年 七 月 十 三 日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成二十四年七月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年七月十三日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十一号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次

のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十四年七月十三日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十四年九月三日（月）から同月十二日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの)

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十四年八月八日(水)から同月十四日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るもの

限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一―内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第七十二号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十四年七月十三日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習の区分

法第二十二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十四年九月六日(木)から同月十二日(水)まで(土曜日及び日曜日を除

く。( )の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

十人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)( )の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)( )第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)( )の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)( )第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの受付期間等

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十四年八月九日(木)から同月十四日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)( )

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)( )の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)( )及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)( )の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前十一時十五分から午前十一時四十五分までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対

- し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

交通管制センター中央設備装置（上位装置）の賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年七月十三日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設定導入及び保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

交通管制センター中央設備装置（上位装置） 一式  
賃貸借期間

平成二十五年三月一日から平成三十年二月二十八日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係る機器等の賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

なお、前述の（物品等の競争入札参加資格）の審査を受けていない者について

は、入札日までに資格審査の申請をして、開札日までに資格を得ること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 入札説明書により提出を義務付ける調書及び関係書類等を青森県警察本部に提出し、その内容が適正なもの。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十四年八月二十四日 午後一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階第一会議室

平成二十四年八月二十四日 午後一時三十分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないことなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

九 落札決定の日から七日以内  
落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違  
反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相  
当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を  
切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費  
税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総  
額のうち一か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載す  
ることとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十四年度の契約金額とする。ただし、平成二十五年度  
から平成二十八年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額とし、平成二十九  
年度の契約金額は落札価格に十一を乗じた額(当該金額に一円未満の端数がある  
ときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Product to be Leased

- (1) Traffic Control Center, Central  
Computer of Traffic Control System
- (2) A bid explanation will be referred to  
for the product's specification and  
quantity.

2 Time limit for bidding

1:00 P.M. Aug. 24, 2012

3 Police's point of contact for bidding

Supply Section  
Finance Division  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
JAPAN  
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭